

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第173号 (8. 1. 26) 精神障害者に対する医療福祉の改善を求める陳情
陳 情 の 要 旨	<p>1. 重度障害者医療費助成の対象者を、精神障害者2級まで拡大すること。</p> <p>2. 一般医療費負担減により通院・服薬を促進し、精神障害者の自立と社会参加を支援する施策を強化すること。</p> <p>3. 兵庫県内では、精神障害者2級を重度医療費助成の対象としている市町もある。自治体格差が生じないよう兵庫県へ精神障害2級まで拡大を要請すること。</p>
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市中央区 特定非営利活動法人神戸市精神障がい者家族会連合会 理事長 涌波 和信
送 付 委 員 会	福祉環境委員会

令和8年1月26日

精神障害者に対する医療福祉の改善を求める陳情書

神戸市議会議長様

陳情者

代表・住所 神戸市中央区

・氏名 特定非営利活動法人

神戸市精神障がい者家族会連合会

理事長 涌波 和信

協賛団体・神戸市長田区

(地域活動支援センター) 歌 団

・氏名 神戸市精神障害者社会復帰施設運営連盟

代表 猪川 俊博

陳情趣旨

国は「障害者の権利に関する条約」を批准し、「障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有する」と高らかに述べています。障害者総合支援法や障害者差別解消法が施行され、障害者の権利と社会参加が保証されるようになってきました。しかしながら、精神障害者に対する医療費助成は他の障害（身体・知的障害）に比べて大きく後れを取っています。神戸市では、重度の身体・知的障害者は全ての通院・入院費について医療費助成があります。精神障害者の重度障害者医療費助成では1級（精神の通院・入院を除く）のみです。令和6年度の身体・知的障害者には18億8千万（98.6%）に対して精神は2千7百万円（1.4%）の助成です。神戸市では独自に精神の入院医療費助成を設置しましたが、令和6年度助成は6,322,000円にすぎません。重度障害者医療費助成の重度精神障害者（1級）と、重度知的障害者（A）身体障害者（1・2級）とは根本的に比較出来ません。精神障害者1級のみならず2級すら入退院を繰り返しています。収入は障害年金のみで、年金すらない者もいて、一般（身体）治療での3割負担は重く高齢化した年金生活の家族負担です。親なきあと生活保護の道しかありません。

以上から、一般（身体）通院、入院の重度障害者医療費助成を2級まで拡大を陳情いたします。

兵庫県下では既に明石市、宝塚市、西宮市など県下12市町で重度障害者医療費助成は2級に拡大済みです。そして、明石市では昨年12月に、今まで対象外であった精神科通院・入院の医療費助成（2級まで）の請願は可決されました

陳情事項

- 1, 重度障害者医療費助成の対象者を、精神障害者2級まで拡大するよう陳情します。
- 2, 一般医療費負担減により通院・服薬を促進し、精神障害者の自立と社会参加を支援する施策を強化すること。
- 3, 兵庫県内では、精神障害者2級を重度医療費助成の対象としている市町もあります。自治体格差が生じないよう兵庫県へ精神障害2級まで拡大を要請すること。

(参考)

- ・既に2級まで実施している全国の府・県は福島、茨城、長野、岐阜、愛知、山梨、福井、滋賀、奈良、京都、島根の11府・県です。
- ・既に2級まで実施している兵庫県の市・町は尼崎、西宮、芦屋、宝塚、川西、猪名川、明石、加古川、高砂、稻美、加西、丹波の12市町です。
- ・既に2級まで実施している政令都市では相模原市、名古屋、京都の3市です。